

# 「平成31年度に実施した仕事」の振り返りシート（B：裁量無及びその他）

記入日 令和 2 年 5 月 31 日

事業名称		法外援護事業費、生活保護援護事業費 [生活保護等援護事業]										
予算科目	款	3	民生費	項	3	生活保護費	目	2	扶助費	事業番号	1・2	
事業の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施することが法律等で義務付けられているもの(市の上乗せなし)											
	<input type="checkbox"/> 課内庶務等 <input type="checkbox"/> 休止したもの <input type="checkbox"/> 廃止したもの											
担当部署・課長名	生活福祉 課 保護第一・保護第二 係								課長名	川田 貴之		
この仕事は、どの【施策】の課題を解決するための手段ですか。									施策番号	2 - 5		
【施策名】 社会保障の充実									総合計画書 (ページ)	63		
1 この仕事の目的	① 誰(何)を対象にしていますか。					① ①の対象数や量を、あらわすもの(対象指標)						
	「生活保護法」に定める要件を満たす世帯。 ※「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に定める要件を満たす世帯は、平成30年度末時点で0世帯となり、平成31年度中も対象世帯は0であった。					生活保護を受給している人員数						
	② ①をどのような状態にしたいのですか。[簡潔に]					② ②の状態になった数・量をあらわすもの(成果指標)						
最低限度の生活の保障及び自立の助長を図る。					保護率(生活保護受給人員/人口)(%)							
③ そのために何をしましたか。					③ ③をどのくらい行いましたか(活動指標)							
生活に困窮する世帯からの相談を受け、保護申請の意思のある世帯の申請を受理し、保護の決定を実施した。保護開始決定後は、金銭給付等による再限度の生活の保障及びケースワーク業務による自立の助長を図った。また、東京都が実施する「被保護者自立促進事業」及び「生活保護世帯に対する健全育成事業」に該当する被保護者に対して必要な経費の支給を実施した。					扶助費(法外援護事業費、生活保護援護事業費)の支給額(円)							
2 指標の推移			単位	過去2年間の実績		当該年度		成果目標				
				平成29年度実績	平成30年度実績	平成31年度実績		令和2年度目標	令和3年度目標			
	対象指標	①の数値	人	1,919	1,918	1,919						
	成果指標	②の数値	%	22.2	22.0	22.5						
	目 標	②の目標値		目標値設定の考え方(課内庶務、休止したもの、廃止したものを除く。)								
活動指標	③の数値	円	3,302,176,058	3,205,316,291	3,169,101,014							
3 経費	事業費(実績)		円	3,302,176,058	3,205,316,291	3,169,101,014		※人件費の所要人数は、基本的には「人」で表わしますが、一時的な仕事については時間数での表示も可とします。その場合単位を「時間」に変更してください。 人件費(再任用職員以外)年間単価は、8,310,000円 時間単価は、4,300円 で計算してください。 【算出根拠】平成30年度決算数値。 (退職手当組合負担金、共済費も含む。)				
	財源	一般財源	円	825,544,014	851,944,135	781,723,174						
		特定財源	円	2,476,632,044	2,353,372,156	2,387,377,840						
		(うち受益者負担)	円	0	0	0						
	人件費(目安)	所要人数(再任用以外)	人	18.0	18.0	18.0						
		所要人数(再任用)	人	1.0	1.0	1.0						
		職員人件費(再任用以外)	円	148,554,000	148,392,000	149,580,000						
	職員人件費(再任用)	円	3,020,000	3,019,000	3,010,000							
事業費+人件費		円	3,453,750,058	3,356,727,291	3,321,691,014							
4 課題	今後の課題(仕事の最適化・合理化の提案) ※廃止したものを除く											
	関係法令や他法他施策の内容変更によって生活保護法上の取扱いが変更になることが多く、事務内容がより複雑化している。											
5 今後の方向性	仕事の方向性(「4課題」の課題解決に向けた具体的な改革・改善案など) ※廃止したものを除く											
	国・都からの関係通知等を課内周知し、引き続き事務内容の点検を行うことで、適切な生活保護業務の実施を図る。											